

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事 業 年 度 計 画	平成 2 5 事 業 年 度 業 務 実 績
第 4 業 務 運 営 の 効 率 化 に 関 す る 事 項 2. 業 務 運 営 の 効 率 化 に 伴 う 経 費 節 減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年度比 1 5 % 以上節減すること。 このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 7 号）に基づく平成 1 8 年度から 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 6（平成 1 8 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 2 3 年度まで継続すること。 一方、基本的方針に基づき、平成 2 6 年以降の給与水準については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化について検討すること。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で	第 3 業 務 運 営 の 効 率 化 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め と る べ き 措 置 2. 業 務 運 営 の 効 率 化 に 伴 う 経 費 節 減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年度比 1 5 % 以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 7 号）に基づく平成 1 8 年度から 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 6（平成 1 8 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 2 3 年度まで継続する。 一方、基本的方針に基づき、平成 2 6 年以降の給与水準については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。	第 3 業 務 運 営 の 効 率 化 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め と る べ き 措 置 2. 業 務 運 営 の 効 率 化 に 伴 う 経 費 節 減 一般管理費及び業務経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置いて、業務の効率化に努める。 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）を踏まえ、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。	

専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。		また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。				
評価の視点等	評価項目11 業務運営の効率化に伴う経費節減	自己評価			評価	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				
[数値目標] ・一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。		[数値目標] ・一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。				
・業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。		・業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。				
[評価の視点] ・一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行ったか。		[評価の視点] ・一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行ったか。				
・業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減したか。		・業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減したか。				